[ソフトウェア使用許諾契約書]

この契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、下記のソフトウェア製品（プログラム、関連文書及び本契約書の全てを含みます。以下「本ソフトウェア」といいます。）をお客様（会社・団体・個人などのソフトウェア使用者です。）が使用するにあたり、お客様と有限会社シナジック（以下、「弊社」といいます。）との間に締結される法的な契約書で、お客様は、本ソフトウェア製品をインストールすることによって契約書に署名した場合と同様の効果を生じ、本契約書の規定によって拘束されることになります。（試用版の利用を含みます。）契約に同意いただけない場合はインストールを中止してください。

ソフトウェア製品：MySweetBaby Ver 1.0.0 以降

（契約の目的）
第1条
1.弊社は、本ソフトウェアを、この契約を遵守することを条件としてお客様に対して使用許諾します。

（許諾内容）
第2条
1.本ソフトウェアは、本契約書の規定に従って頂くことを条件として提供し、かつその使用を許諾することとします。
2.本ソフトウェアをインストールして使用することを希望される方（以下、「お客様」といいます。）に対して弊社が許諾する権利は、本ソフトウェアの譲渡不能の使用権であり、日本国内において、本契約書の規定に従ってこれを使用して頂くという条件において、許諾することとします。
3.お客様は、本ソフトウェアを、Microsoft社の日本語版 Windows 2000、Windows XP、またはWindows 7をオペレーティングシステムとする１台のコンピュータで使用することが出来ます。

（契約の成立、及び終了）
第3条
1.本契約書の規定は、お客様が本ソフトウェアをインストールした時に効力を発生します。
2.本ソフトウェアを使用しないと決めた場合、お客様は即座にアンインストールして使用を中止して頂きます。
3.お客様が、本契約書の条項のいずれかに違反した場合、この契約は直ちに終了し、本ソフトウェアを即座にアンインストールして使用を中止して頂きます。
4.お客様は、いかなる理由によるものであれ、この契約の終了について弊社に対し損害賠償、補償金、その他の支払いを求めることはできません。

（禁止事項）
第4条
1.お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を、複製、改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、「内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換すること。」を指します。）を行うことはできません。
2.お客様は、本ソフトウェアを第１条に記載した目的以外に使用したり、第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示またはリースすることはできません。
3.お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出したり、日本国外で使用することはできません。
4.お客様は、本ソフトウェアに付されている弊社の著作権表示及びその他の権利表示を削除したり、改変したりすることはできません。
5.お客様は、本ソフトウェアに関して知り得た弊社の技術情報その他一切の情報を本契約の目的外に使用したり、第三者に開示、漏洩することはできません。

（免責）

第5条
1. 弊社はこのソフトウェアに関してなんらの使用や使用目的に関する保証をしません。
2. 弊社および作成や配布にかかわった者はソフトウェアの使用または使用不可による直接または間接の障害・損害に対して責任を負いません。これはあらかじめ弊社が障害に関する情報を受け取っていた場合でも同様です。
3. いかなる場合においても弊社及びソフトウェアの配布者・販売者は、ソフトウェアの配布・動作・使用による派生的・特別な・偶然的又は間接的な損害に対して責任を負いません。これはあらかじめ弊社が障害に関する情報を受け取っていた場合でも同様です。

（著作権の帰属）
第6条
1. 本ソフトウェアの著作権は全て弊社に帰属します。本契約書によるお客様への使用許諾は、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

（本ソフトウェアのテスト）
第7条
1. 本ソフトウェアの使用を開始するにあたりソフトウェアをお客様の使用目的に合わせてテスト及びチェックしていただくものとします。テストは３０日以内に行うものとします。３０日を越えて使用した場合、一部の機能に制限がかかります。
2. 本ソフトウェアを３０日を越えて使用する場合は、本ソフトウェアに対する対価を支払って頂きパスワードを取得してその情報を登録して下さい。

（その他）
第8条
1. すべてのこの契約で明示的に許諾されていない権利は弊社に帰属します。
2. 本契約は、日本国法に準拠し、日本国法に基づいて解釈されます。